

○総務省法務省令第三号
経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第二項、第九条第二項及び第四項並びに第十条第一項の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

経済産業大臣 梶山 弘志

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中 「甲講者の氏名又は名称及び法人
印」を「甲講者の氏名又は
名称及び法人
印」に改め、備考4を削る。

名称及び法人
印の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第三及び様式第四中 「届出者の氏名又は名称及び法人
にあってははその代表者の氏名

印」を 「届出者の氏名又は
にあってははその代

名称及び法人」に改め、備考3を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。